

視点

「働き方改革」に欠ける視点（2）

前回、働き方改革のなかでややバラ色に描かれているテレワークの世界が、現実にはさまざまな未解決の問題を抱えていることを、社会保険の問題を中心に述べた。今回は、税の問題を取り上げてみたい。

政府の資料によると、テレワークは、事業者と雇用契約を結んだ「雇用型テレワーク」と、請負契約の「非雇用型テレワーク」の2つに分けられる。

わが国の所得税は、給与所得と事業所得・雑所得を明確に区別している。そこで一般的には、前者は雇用契約のある給与所得、後者は個人事業主として事業所得（ただし、規模が小さいなどから雑所得となる可能性もある）という区分になる。

給与所得の場合は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除という経費の概算控除が適用される。事業所得であれば、自己申告、経費の実額控除、源泉徴収制度はなく、予定納税制度が適用される。ただし、税理士、弁護士、司法書士などに支払う報酬などには、源泉徴収が行われる。

また、事業所得は給与所得など他の所得との損益通算が可能で、青色申告をすれば損失の繰越控除ができるが、雑所得であれば損失はないものとみなされる。

このように課税方法が異なるので、どの所得区分にあたるかにより、税負担の多寡や事務手



森信 茂樹
もりのぶ・しげき

●中央大学法科大学院教授
東京財団上席研究員

法学博士（租税法）。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。1998年主税局総務課長、1999年大阪大学法学研究科教授、2003年東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭を執り、2005年財務総合政策研究所長、2006年財務省退官。この間、東京大学法学部政治学研究所客員教授、コンピアロースクール客員研究員。06年から中央大学法科大学院教授、（一社）ジャパン・タックス・インスティテュート所長、東京財団上席研究員。2010～2012年政府税制調査会専門家委員会特別委員。日本ベンクラブ会員。著書に、「税で日本はよみがえる」（日本経済新聞出版）、「未来を拓くマイナンバー」（中央経済社）など。

間の有無が生じてしまう。

わが国の判例によると、給与所得とは「従属的・非独立的な労務提供の対価」とされており、雇用契約を結んでいれば給与所得である、という考え方には必ずしもなっていない。雇用契約を結んでいなくても給与所得になる、という例も数多いのである。このあたりのガイドラインを整理していかなければ、混乱が生じかねない。

とりわけ問題になるのは、経費の取扱いであろう。一般的には、給与所得控除のほうが、実額で控除される経費より手厚いので、給与所得に分類されるほ

うが有利、つまり税負担が少ないということになる。

本年9月から開始が予定されているマイナポータル（マイナンバーカードの公的個人認証システムを活用したオンラインサービス）に、さまざまな個人情報提供されることになるので、事業所得者はこれを活用してe-Tax（国税電子申告・納税システム）経由で納税申告する「日本型記入済み申告制度」が検討されている。

また、副業・兼業が広く認められるようになると、給与所得、事業所得、雑所得という所得区分のあり方など、わが国の所得税制全体の見直しが必要になる。さらには消費税についても、給与所得にはかからないが、事業所得・雑所得には課税される（申告義務が発生する）という問題がある。

次に、どうやって副業やマルチジョブワーカーの所得を把握するのか、という税務執行上の問題が生じる。事務コストをかけずに行う方法として、マイナンバーの活用が考えられる。そのためには、支払調書（資料情報制度）の範囲を広げて、執行上の公平性を高めていく必要があるだろう。

「働き方改革」には、それを裏打ちする社会保障と税制の見直しが必須といえる。

（全2回-②）